

# 農山漁村振興交付金

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円】

## <対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

## <政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人 [令和7年度まで]）等

## <事業の全体像>



※下線部は拡充内容

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

# 農山漁村発イノベーション対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

## <事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

### <事業の内容>

#### 1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらにかかる研究開発等を支援します。  
(上限500万円／事業実施主体)

#### 2. 農山漁村発イノベーションサポート事業

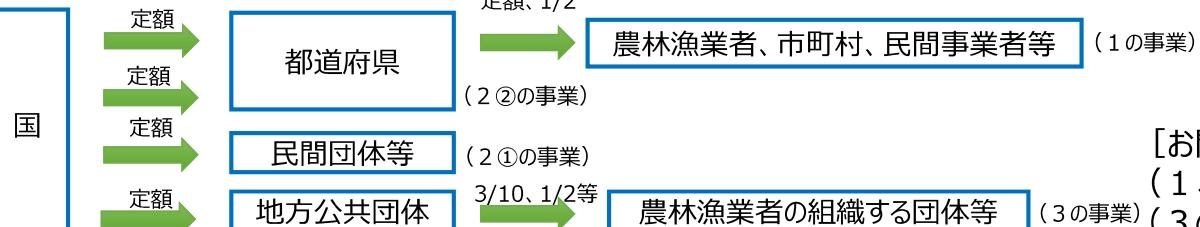
- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携した支援を実施するとともに、高度な専門家の派遣を通じた重点的な伴走支援や農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ② 都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援や地方公共団体による農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

#### 3. 農山漁村発イノベーション等整備事業

- ① 農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。

※下線部は拡充内容

## <事業の流れ>



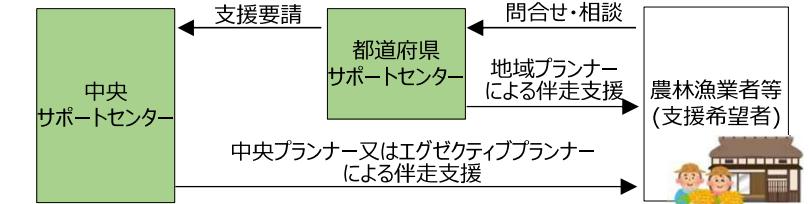
### <事業イメージ>

#### 農山漁村発イノベーション推進支援事業

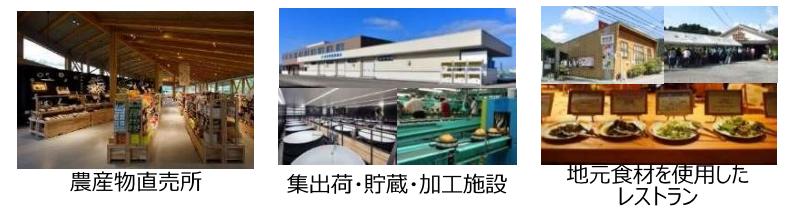


#### 農山漁村発イノベーションサポート事業

##### サポートセンター（相談窓口）



#### 農山漁村発イノベーション等整備事業



## [お問い合わせ先]

(1、2の事業) 農山村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)  
(3の事業) 地域整備課 (03-3501-0814)

# 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーション推進支援事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組を支援します。

## <事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）

### <事業の内容>

#### 1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

(支援対象の取組)

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ② 新商品開発・販路開拓の実施
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組  
(※取組に係る簡易な施設整備も支援対象)

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限500万円/事業期間）】

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/事業期間）】

## 【留意事項】

事業の実施にあたって、①～⑤の取組を複数組み合わせて実施することも可能（ただし、交付額の上限は500万円）。

※下線部は拡充内容

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>



[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

# 農山漁村発イノベーションサポート事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

農山漁村発イノベーションの取組を強力に推進するため、専門的な知識を有する人材を活用・派遣する中央・都道府県サポートセンターの取組や、地域の課題と都市部の起業家をマッチングし地域資源の付加価値を生み出す取組、施設給食の地産地消を進めるコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

## <事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

### <事業の内容>

#### 1. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、中央プランナー やエグゼクティブプランナー の派遣を行うことで、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題に対する重点的な伴走支援の取組等を支援します。
- ② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの育成・派遣の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

#### 2. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者の経営改善等の多様な課題に対しての伴走支援や農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

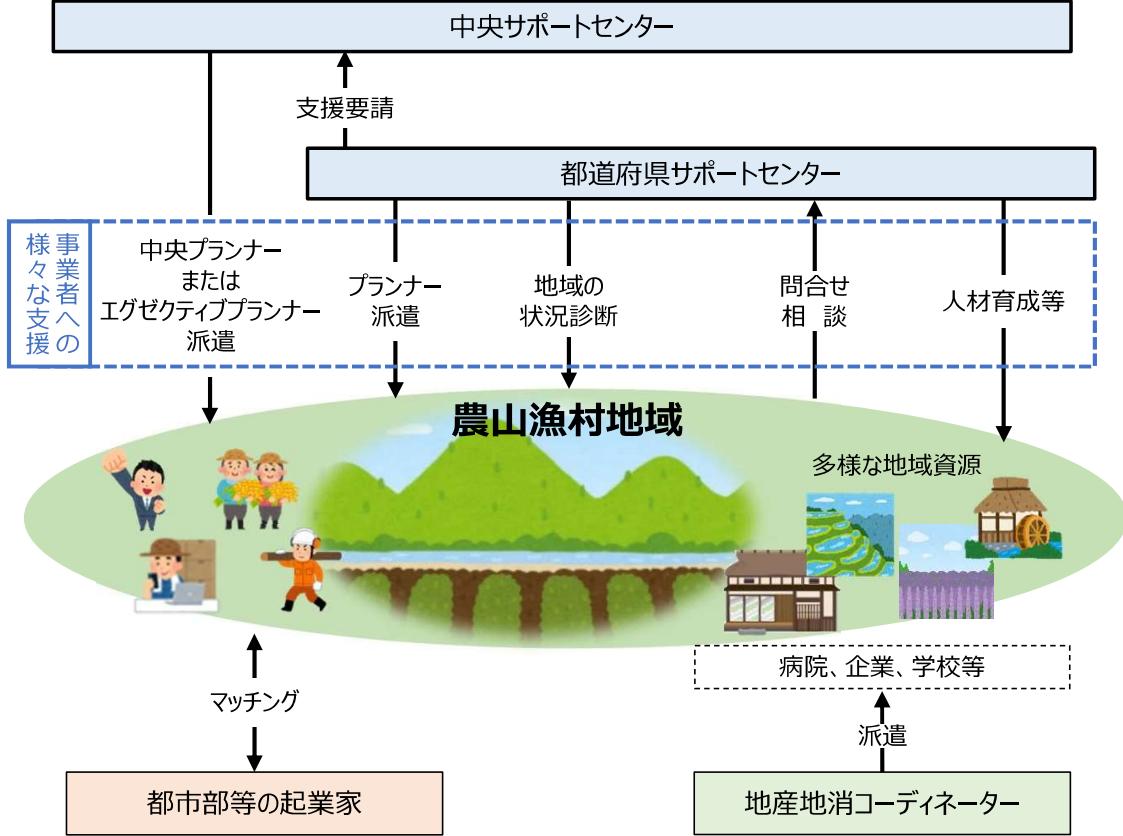
※下線部は拡充内容

## <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 専門家派遣



[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

# 農山漁村発イノベーション等整備事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

## <事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人 [令和7年度まで]）
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体 [令和7年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 定住促進対策型、交流対策型（旧 農山漁村活性化整備対策）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

### 2. 産業支援型（旧 食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

**再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備**については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援の対象とします。

※下線部は拡充内容

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 定住促進対策型、交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等
- 事業期間 原則3年間（最大5年間）

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

### 産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体※2  
中小企業者※3
- 事業期間 原則1年間

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要

※3 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

### 発電設備等の整備



[お問い合わせ先] 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

令和 4 年度版

農山漁村振興交付金

農山漁村発イノベーション対策  
の活用について



令和 4 年 3 月

**農林水産省**

## 1 はじめに

### 農山漁村発イノベーションとは？

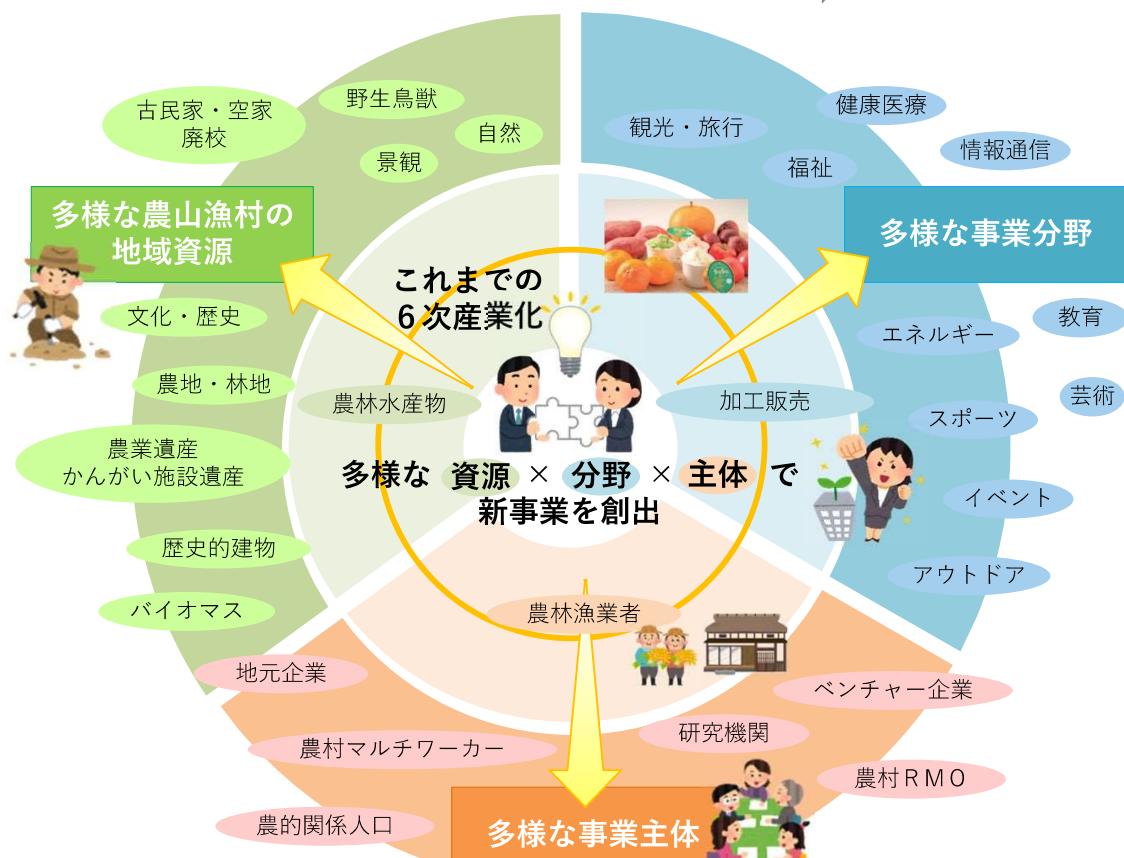
これまで農林水産省では、農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に資する重要な取組の1つとして、農林漁業の6次産業化の推進に取り組んできました。

令和4年度からは、この6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値を創出していく「農山漁村発イノベーション」としての取組を支援し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図り、農山漁村の地域活性化を目指すものです。

### 農山漁村発イノベーション

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進

地域における  
雇用・所得創出



## 2 農山漁村発イノベーションに取り組む事業者を支援します！

### 「農山漁村発イノベーション対策」とは？

農山漁村発イノベーション対策は、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るために、多様な主体による農山漁村発イノベーションの取組について、ソフト、ハード等のメニューにより支援するものです。

### 実施できる事業の内容は？

農山漁村発イノベーション対策では、以下に掲げる事業を実施することができます。

	対象事業	事業期間	交付限度額	交付率	掲載ページ
ソフト	1 農山漁村発イノベーション推進支援事業	1年間 または 2年間	500万円 (事業期間当たり)	交付対象経費の 1／2以内 または 定額	3・4 10・11 ページ
ハード	2 農山漁村発イノベーション等整備事業				
	2-1 定住促進対策型、 交流対策型	原則3年間 (最大5年間)	4億円 ※他の要件もあり	交付対象経費の 1／2等	5 12 ページ
	2-2 産業支援型	1年間	原則1億円 (最大2億円)	交付対象経費の 3／10以内、 1／2以内	6 13・14 ページ
専門家派遣等	3 農山漁村発イノベーションサポート事業				
	3-1 農山漁村発イノベーション中央サポート事業	1年間	—		7 15・16 ページ
	3-2 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業	1年間	—	定額	8・9 17・18 ページ

※1 ソフト（1の事業）は、都道府県を通じて支援します。

※2 ハード（2の事業）は、都道府県または市町村を通じて支援します。

※3 専門家派遣等（3の事業）のうち、農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業は、都道府県を通じて支援します。

### 3 事業の具体的な内容を紹介します！

1

#### 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組といったソフト事業を支援します。

ハード事業に係る支援である、農山漁村発イノベーション事業等整備事業と併せて実施することや、農山漁村発イノベーションサポート事業による専門家派遣を活用することも可能です。

##### 主な事業内容

次の①～⑤のいずれかに該当する取組について支援します。①～⑤のうち複数を組み合わせて実施することも可能です。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ② 新商品開発・販路開拓の実施
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を様々な分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

※ ①～④の取組を行う場合のみ、ソフト支援の他に、簡易な施設の整備が支援可能です。

簡易な施設の整備は、実施するソフト事業に沿った整備であって、  
ソフトの交付額を超えないこと、等の要件があります。



農産物を利用した新商品開発



エネルギー事業



森林を利用したヒーリング事業

##### 事業スキーム

###### 事業期間

1年間または2年間

###### 交付ルート

国 → 都道府県 → 事業実施主体

###### 事業実施主体

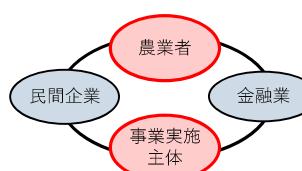
農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体です。

なお、上記の⑤の取組を行う場合のみ、コンソーシアムによる実施も可能です。

###### 主な要件（採択基準）

- 事業実施主体が市町村等以外である場合は、事業実施主体を含む3者以上であって、農林漁業者等を必ず含む多様な事業者が連携するネットワークを構築する又は構築することが確実であること
- 事業実施主体が市町村である場合は、市町村協議会※を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること  
※ 農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの等

●ネットワークの例●



次ページにつづく

## 事業スキーム（つづき）

### 交付率

①～④の取組 1/2以内

⑤の取組 定額

いずれの場合についても国費上限額は500万円／事業実施期間

### 地域要件

事業を行う場所は、農山漁村である必要があります。

具体的には、次のいずれかの地域を含む必要があります。

	対象地域	備考
1	特定農山村地域	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づくもの
2	振興山村	山村振興法に基づくもの
3	過疎地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくもの
4	半島振興対策実施地域	半島振興法に基づくもの
5	離島振興対策実施地域	離島振興法に基づくもの
6	沖縄県	沖縄振興特別措置法に基づくもの
7	奄美群島	奄美群島振興開発特別措置法に基づくもの
8	小笠原諸島	小笠原諸島振興開発特別措置法に基づくもの
9	特別豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法に基づくもの
10	指定棚田地域	棚田地域振興法に基づくもの
11	急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）	旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法に基づくもの
12	中山間地域	「農林統計に用いる地域区分の制定について」によるもの
13	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づくもの
14	漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落	漁港漁場整備法に基づくもの

## その他

### 成果目標と目標年度

成果目標：農山漁村発イノベーション事業に係る売上高の10%以上の増加

※ 事業開始時に売り上げが0の場合は、目標年度までに売り上げを創出する目標となります。

目標年度：事業完了年度の翌々年度（事業開始年度から3～4年以内）

### 3 事業の具体的な内容を紹介します！

2-1

#### 農山漁村発イノベーション等整備事業 (定住促進対策型、交流対策型)

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

##### 主な事業内容

- 都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

- 再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化施設に追加して設置する場合※も支援します。



太陽光発電設備



EV車等への給電設備

※ 新たな活性化計画の作成は不要です。

販売・交流施設等

##### 事業スキーム

###### 計画主体

都道府県、市町村※

※ 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要

###### 事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業者団体等

###### 交付率

交付対象経費の1／2等

###### 交付ルート

国 → 地方公共団体 → 事業実施主体

###### 事業期間

原則3年間（最大5年間）

##### その他

###### POINT

詳細な事業内容は、農林水産省のホームページに「ガイドブック・参考資料」を掲載していますので、ぜひ活用ください。



(ガイドブック)



(活用のポイント)



(農林水産省ホームページ)

### 3 事業の具体的な内容を紹介します！

2-2

#### 農山漁村発イノベーション等整備事業 (産業支援型)

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設等の整備を支援します。

##### 主な事業内容

- ✓ 農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。



農産物処理加工施設



農家レストラン

- ✓ 再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化施設に追加して設置する場合※も支援します。

※ 新たな総合化事業計画や農商工等連携事業計画作成は不要です。



販売・交流施設等



EV車等への給電設備

##### 事業スキーム

###### 事業実施主体

農林漁業者団体※<sup>1</sup>、 中小企業者※<sup>2</sup>

※1 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要

※2 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要

###### 交付率

交付対象経費の3／10以内、1／2以内※

※ 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合

###### 事業期間

1年間

###### 交付ルート

国 → 地方公共団体 → 事業実施主体

### 3 事業の具体的な内容を紹介します！

3 - 1

#### 3 農山漁村発イノベーションサポート事業のうち 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

各都道府県のサポートセンターに寄せられた相談のうち、特に重点的な支援が必要な案件や都道府県サポートセンターでの対応が困難な案件については、全国単位で設置される農山漁村発イノベーション中央サポートセンターが支援します。

また、その他の支援として、地域の課題と都市部の起業家をマッチングし地域資源の付加価値を生み出す取組や施設給食の地産地消を進めるコーディネーターの育成・派遣の取組を支援します。

##### 主な事業内容

###### 農山漁村発イノベーション中央サポートセンター運営事業

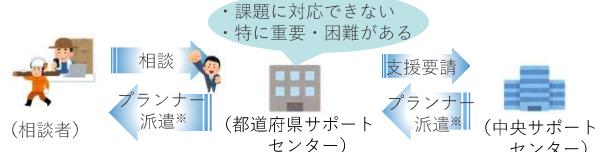
- ✓ 中央プランナー、エグゼクティブプランナーの選定・登録・派遣
- ✓ 都道府県サポートセンター等に対するサポート活動

##### 主な事業内容

###### ・プランナーの選定

- ①プランナーの公募
- ②選定・登録
- ・プランナーには、中央プランナーとエグゼクティブプランナーを登録
  - <主な選定基準>
  - ・専門分野別に選定
  - ・エグゼクティブプランナーは、プランナー経験者の中から選定。また、プランナーとの併用不可。

###### ・プランナーの派遣



##### 農山漁村起業促進事業

- 農林水産省が運営する起業促進プラットフォームである「INACOME（イナカム）」を使った取組を支援
- ✓ ビジネスコンテストの実施
  - ✓ 起業支援ウェブセミナーの開催
  - ✓ 地域課題の解決を望む地方公共団体等と起業家のマッチング等

##### INACOMEとは

農林水産省が運営する起業促進プラットフォーム



##### 地域の食の絆強化推進運動事業

- 病院、福祉施設、企業、学校、地方自治体等の施設給食における地場産農林水産物の利用拡大に向けた取組を支援
- ✓ コーディネーターの育成
  - ✓ コーディネーターの派遣

##### コーディネーターとは

地場産農林水産物の利用拡大に向けた指導・助言や生産者側とのニーズ・課題の調整、供給体制の整備等を支援する専門家

##### 事業スキーム

###### 事業実施主体

民間団体等

###### 交付率

定額

###### 交付ルート

国 → 事業実施主体

###### 事業期間

1年間

### 3 事業の具体的な内容を紹介します！

#### 3-2

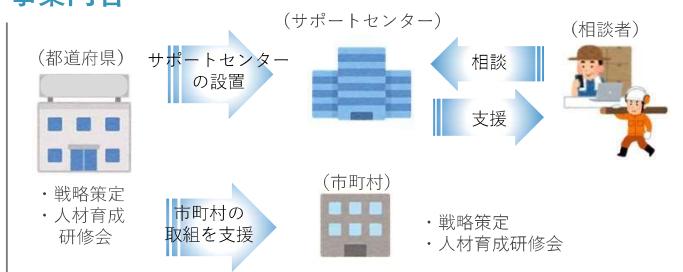
#### 3 農山漁村発イノベーションサポート事業のうち 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県にサポートセンターを設置し、農山漁村発イノベーションに取り組む方々からの相談受付・アドバイス等を実施するとともに、民間の専門家（プランナー）を派遣して伴走的に農山漁村発イノベーションの取組を支援します。また、都道府県や市町村における農山漁村発イノベーションに係る戦略策定や研修実施等を支援します。

#### 主な事業内容

- ✓ 都道府県サポートセンターの運営
- ✓ 都道府県戦略及び市町村戦略の策定
- ✓ 人材育成研修会の開催

#### 事業内容



#### 事業スキーム

##### 事業実施主体

都道府県

##### 交付率

定額

##### 交付条件

- ・ 1箇所以上の常設の拠点の設置が必要
- ・ 取得した個人情報は、法律等に従い、適正に取り扱うこと 等

##### 交付ルート

国 → 都道府県

##### 事業期間

1年間

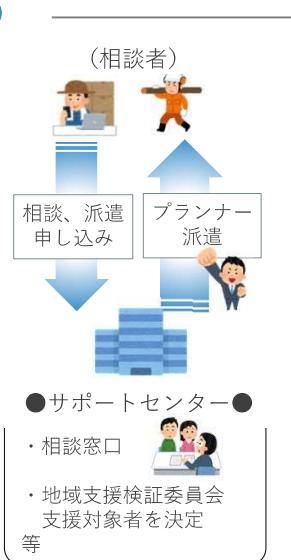
#### その他（サポートセンターの支援を受けるには？）

##### POINT

まずは、各都道府県に設置されるサポートセンターにご相談ください。  
(対面・電話相談可、秘密厳守)

##### ご相談から専門家派遣までのおおまかな流れ（詳細は次ページを参照）

- ✓ 都道府県サポートセンターに相談する  
経営分析・診断、知的財産、食品衛生管理などにお悩みの方は、まずご相談ください。
- ✓ 企画推進員（相談窓口）による相談受付・アドバイス  
企画推進員が、事業計画づくりのアドバイスやお悩みに応じた支援施策の紹介、総合化事業計画づくりのお手伝い等を行います。
- ✓ 支援対象者に決定 → プランナー派遣による支援  
経営改善の取組を実施する方々には、お悩みの解決に向けたプランナーの派遣を無償で受けることができます。
- ✓ 支援効果の検証  
プランナー派遣による支援を受けた者は、支援から3～5年間の付加価値額向上の目標を設定し、経営改善の取組を着実に推進し、その効果を検証します。



## (参考) 都道府県サポートセンターの支援をうけるには?

農山漁村発イノベーションに取り組む方々が、都道府県サポートセンターを通じて、プランナーの派遣等の支援を受ける際のおおまかな流れを紹介します。

※ 各都道府県によって手順が異なる場合がありますので、詳細は取組地域を所管する都道府県サポートセンターへお問合せください。

### 相談から支援対象者に認定されるまで

①相談窓口（都道府県サポートセンター）への問い合わせ

②企画推進員による相談内容の聞き取りやアドバイス

③支援対象者になるための認定申請

申請者の現在の事業概要や今後取り組む事業の内容等を記載し、地域支援検証委員会へ申請

④地域支援検証委員会による申請内容の審査

申請書類の内容や面接などにより、支援対象者の合否を判定

⑤支援対象者への認定

都道  
府県  
サポセン



### 支援対象者へのサポート内容

⑥支援対象者へのサポートに向けたチーム結成

相談内容や事業における課題等に応じたプランナーを選定し、支援対象者毎のサポート体制を構築

⑦経営改善戦略の策定の支援（プランナーの派遣）

農山漁村発イノベーションの取組を含む経営全体の付加価値額（経常利益 + 人件費 + 減価償却費）を増加するため、プランナーの支援を受けながら、3～5年の経営や組織運営の改善方策等を自ら作成

⑧経営改善戦略の実行の支援（プランナーの派遣）



### 支援効果の検証

⑨目標年度（支援から3～5年）までの経営改善状況の報告

前年の経営改善状況について、都道府県サポートセンター等の調査に協力

⑩PDCAサイクルで検証していく中で、支援完了後も必要に応じて都道府県サポートセンターと連携し、経営改善戦略の実行の支援を要請



## 4 各事業における事業の開始から実施までの手順

各事業における事務手続き等のおおまかな手順は以下のとおりです。

### 1 農山漁村発イノベーション推進支援事業

事前相談（事業実施計画原案の作成）

～1月頃

事業の要件確認や提出書類、事業構想が本事業に合致するかなど、取組地域を管轄する都道府県や地方農政局等への事前のご相談をお勧めします。

#### 【必要に応じて準備】

市町村や市町村協議会との連携

市町村協議会の構成員の方々が事業に取り組む場合には、当該市町村が定めた市町村戦略に基づく取組である必要がありますので、前もって市町村と連携し、調整することが必要です。

設計、見積の依頼、登記簿の取得等

簡易な施設整備を伴う場合には、整備箇所の権利設定の状況が確認できる書類や、図面、見積書の添付が必要です。ソフトでも、外注を行う場合には見積書等、費用の根拠が分かる資料が必要です。

①農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の作成、提出

2月頃

国から各都道府県へ次年度予算の要望量を調査しますので、各都道府県から応募等が行われた後に、事業実施計画等の様式に最大2年間の計画をまとめ、必要な添付書類を整えます。

事業実施計画及び添付資料は、各都道府県が定める締切までに、取組地域を所管する都道府県に提出します。

#### 【添付書類】

##### 〔必須書類〕

- ・ 事業者の定款又はこれに準ずる規約、役員等名簿、事業計画、収支予算書及び収支決算書
  - ・ 事業者の取組地域の範囲が分かること面
- 〔必要に応じて添付する書類〕
- ・ 都道府県戦略及び市町村戦略の一方もしくは両方の目標達成に寄与する取組であることを当該都道府県又は市町村が証する書面
  - ・ 地産地消促進計画
  - ・ 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
  - ・ 地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料
  - ・ 和食等を軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
  - ・ 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
  - ・ 都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される取組であることが確認できる資料
  - ・ 「農泊」と連携した観光消費の促進の取組又は「農福連携」の発展に資する取組であることが確認できる資料

②都道府県計画の作成及び協議

4月頃

事業者等からの提案（事業実施計画）をもって、都道府県計画を作成し、取組地域を所管する地方農政局等に協議します。

(次頁へ)

# 1 農山漁村発イノベーション推進支援事業

③承認後、交付金の交付申請

4月頃

都道府県を通じて、取組地域を所管する地方農政局等に交付申請書を提出します。

交付決定着手前届

事業実施期間の確保など、必要に応じ、届出によって交付決定前に事業に着手できます。  
※ 計画承認日または国からの割当内示があった日のいずれか遅い方より前に遡ることはできません。

④交付決定及び事業の実施

4～5月頃

国からの交付決定通知以降、計画に沿って事業を実施しつつ、取組に要した費用を記録します。

⑤遂行状況の報告

翌1月頃

12月末日までの取組に要した費用を都道府県を通じて、地方農政局等に報告します。

⑥実績報告

翌3～4月頃

1年間の取組に要した費用を都道府県を通じて、地方農政局等に報告し、立替えていた交付対象額を国に請求します。

⑦年度別事業実施計画の提出 ※

翌4月頃

※事業期間2年間の場合のみ

初年度の取組実績を勘案のうえ、2年目の事業実施計画を作成し、都道府県を通じて、地方農政局長等に提出します。

⑧事業実施状況の報告

翌6月頃

前年の事業について、事業成果、課題、改善方法、今後の方策等、設定した目標の達成状況を自己評価し、都道府県知事を通じて地方農政局長等に報告します。

⑨事業完了の報告

事業完了の翌5月頃

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画に定めた取組が全て完了した後に、都道府県を通じて、地方農政局長等に報告します。

⑩事業の評価

目標年度の翌6月頃

目標年度（事業完了後の翌々年度）の目標の達成状況を自己評価し、都道府県を通じて、地方農政局長等に報告します。

⑪消費税仕入れ控除税額の報告

翌々6月頃

事業で支出した経費について、仕入れ税額の控除額を地方農政局等長に報告します。控除を受けている場合には、該当する金額を返納します。

事業者 都道  
府県 国

← 計画の承認

→

← 交付決定通知

→

→

→

→

→

→

→

→

→

## 4 各事業における事業の開始から実施後までの手順

各事業における事務手続き等のおおまかな手順は以下のとおりです。

なお、予算の状況により、追加受付をする場合があります。

### 2 農山漁村活性化整備事業 定住促進対策型、交流対策型

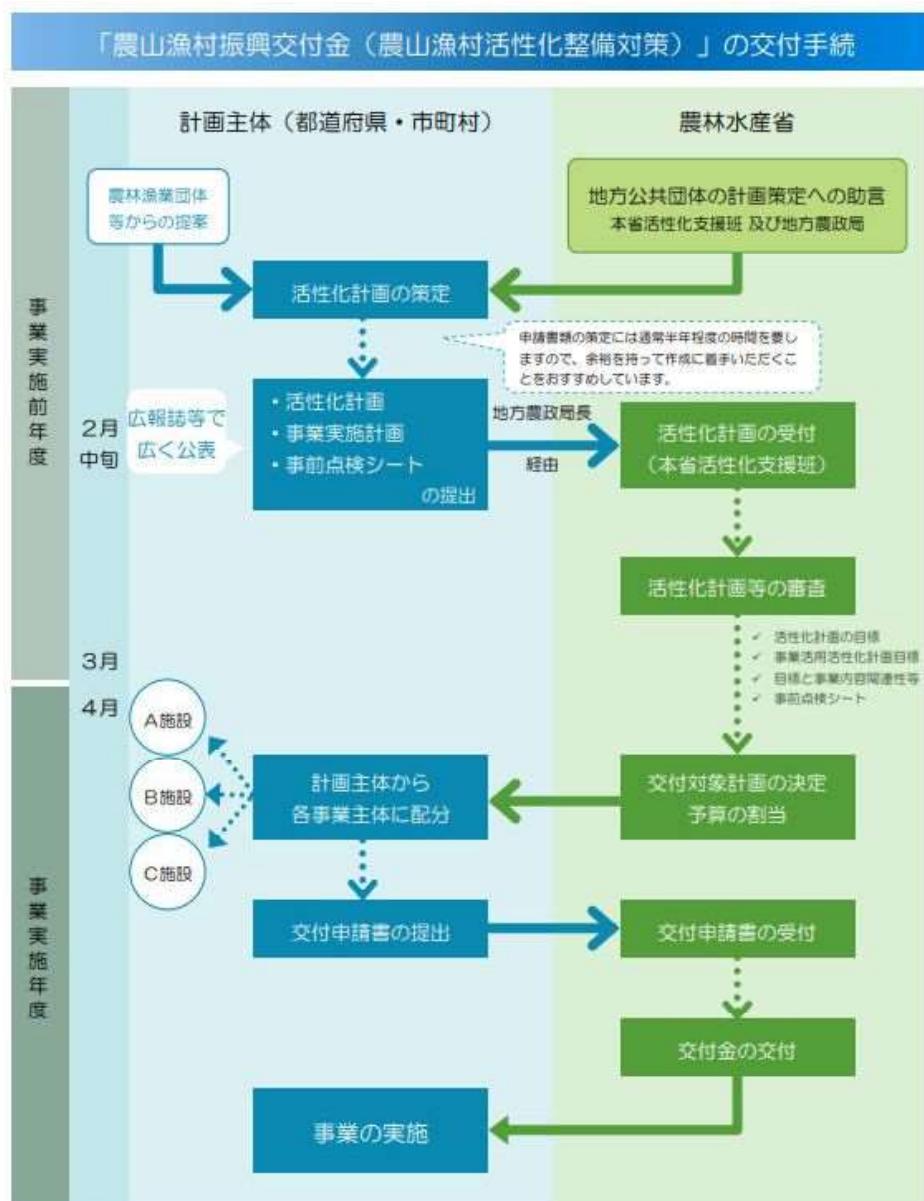
詳細な事業内容や交付手続きは、農林水産省のホームページに「ガイドブック・参考資料」を掲載していますので、ぜひ活用ください。



(ガイドブック)



(農林水産省ホームページ)



## 4 各事業における事業の開始から実施までの手順

各事業における事務手続き等のおおまかな手順は以下のとおりです。  
なお、予算の状況により、追加受付をする場合があります。

### 2 農山漁村発イノベーション等整備事業 産業支援型

事前相談（総合化事業計画等の認定等）

適宜

施設整備の計画を含め、総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の作成及び認定に向け、取組地域を管轄する都道府県や地方農政局等へ事前にご相談ください。

①事業実施計画の作成、提出

2月頃

国から各都道府県へ次年度予算の要望量を調査しますので、各都道府県から応募等が行われた後に、事業実施計画を作成し、必要な添付書類を整えます。

事業実施計画及び添付資料は、各都道府県が定める締切までに、取組地域を所管する都道府県に提出します。

#### 【添付書類】

〔必須書類〕

- ・事業者の定款
- ・直近3か年分の決算報告書
- ・総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し
- ・整備する施設に係る見積書 等

〔必要に応じて添付する書類〕

- ・市町村戦略の目標達成に寄与する取組であることを当該市町村が証する書面
- ・「人・農地プラン」の内容を確認できる資料都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される取組であることが確認できる資料
- ・「農泊」と連携した観光消費の促進の取組又は「農福連携」の発展に資する取組であることが確認できる資料 等

②都道府県計画の作成及び協議

4～6月頃

事業者等からの提案（事業実施計画）をもって、都道府県計画を作成し、取組地域を所管する地方農政局等に協議します。

③承認後、交付金の交付申請

4～7月頃

都道府県を通じて、取組地域を所管する地方農政局等に交付申請書を提出します。

#### 交付決定着手前届

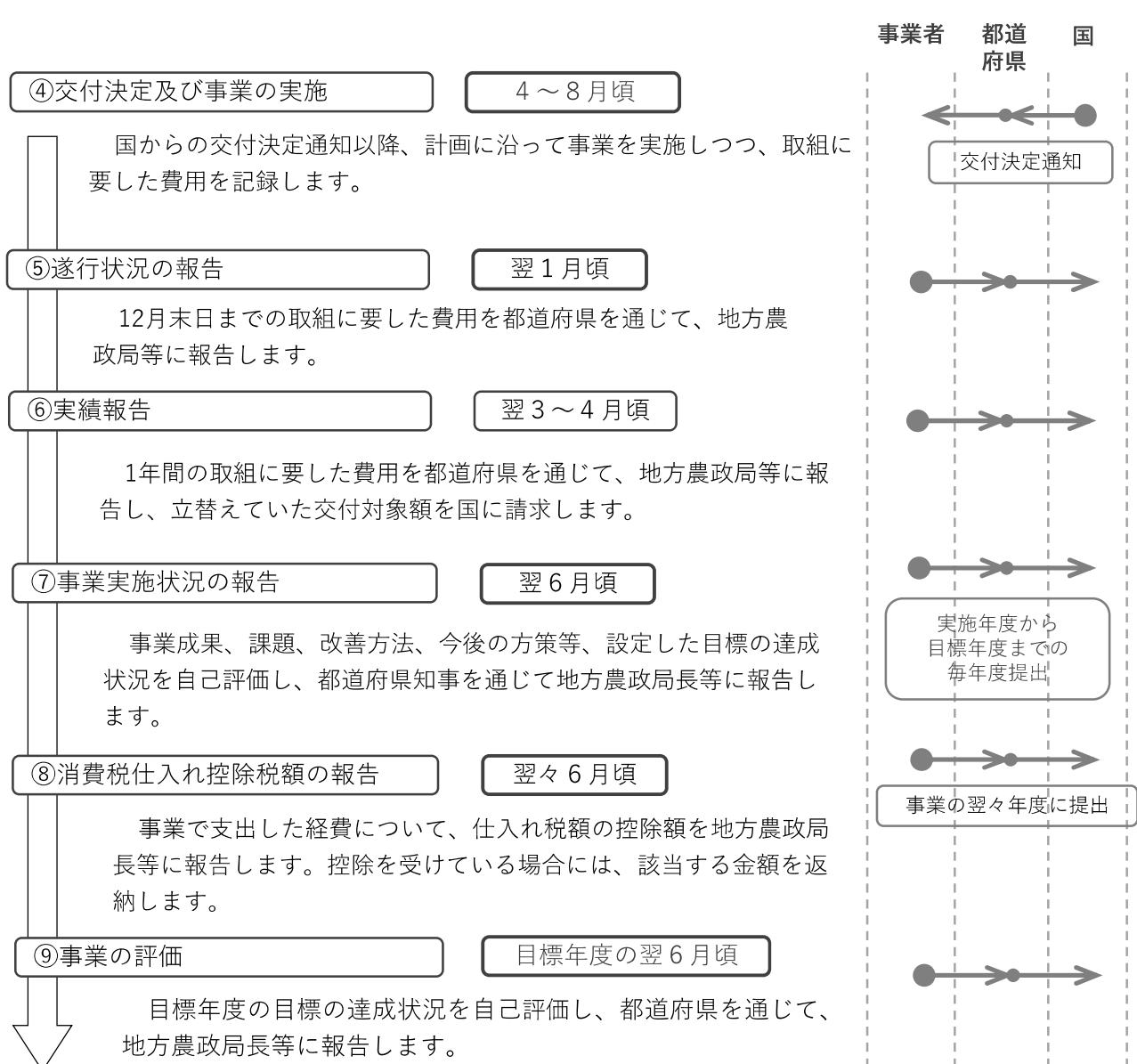
事業実施期間の確保など、必要に応じ、届出によって交付決定前に事業に着手できます。

※ 計画承認日または国からの割当内示があった日のいずれか遅い方より前に遡ることはできません。

(次頁へ)



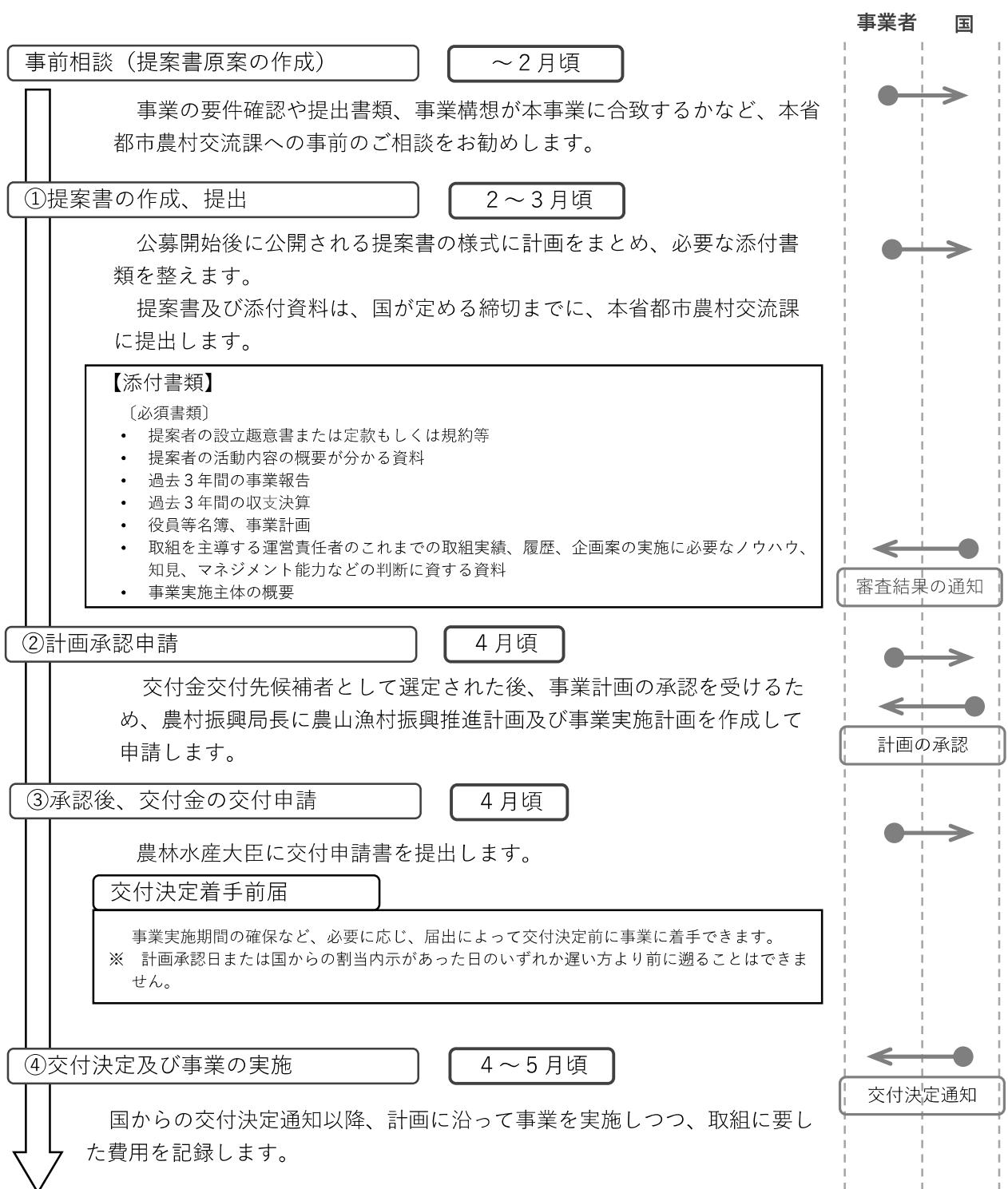
## 2 農山漁村発イノベーション等整備事業 産業支援型



## 4 各事業における事業の開始から実施までの手順

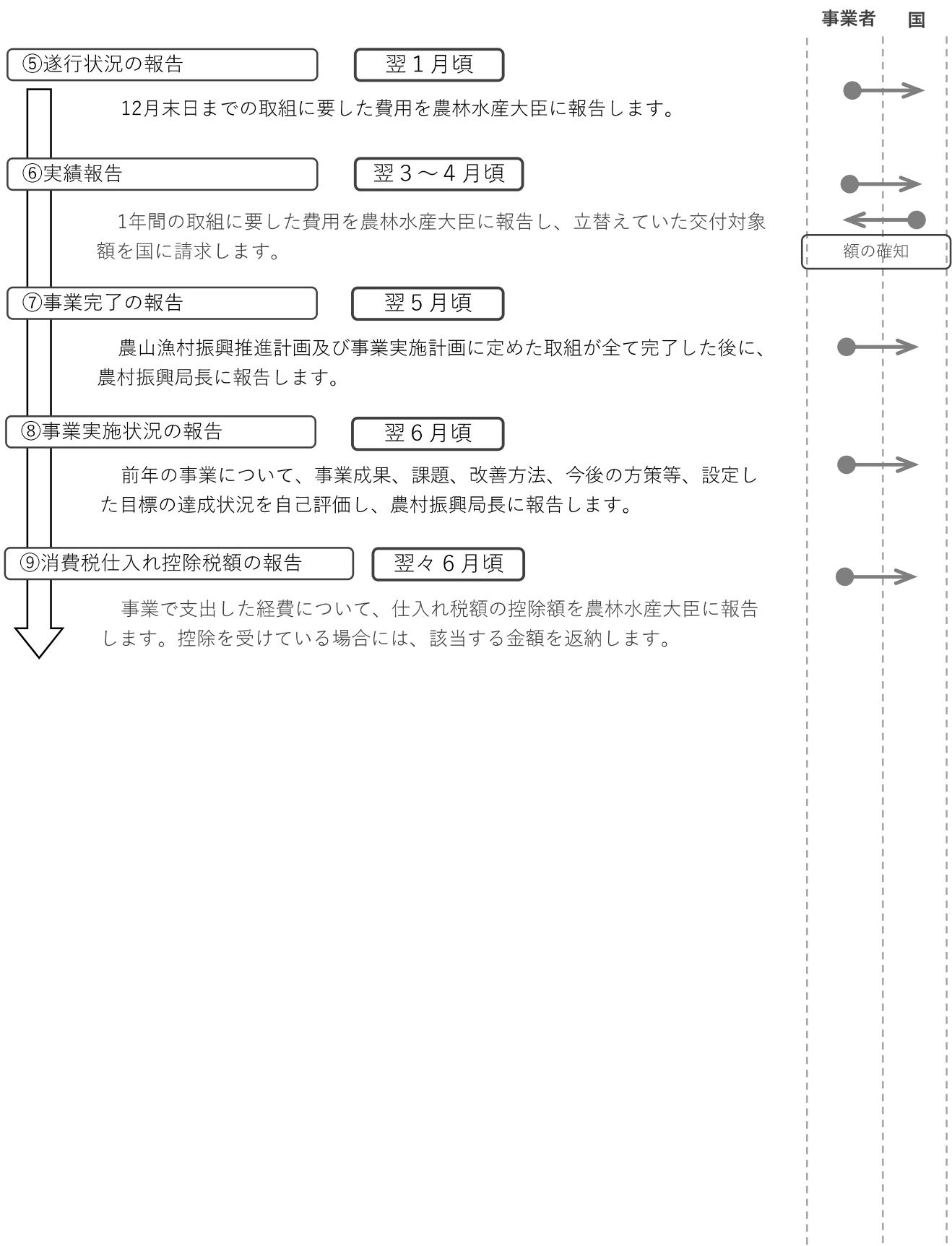
各事業における事務手続き等のおおまかな手順は以下のとおりです。

### 3 農山漁村発イノベーションサポート事業 農山漁村発イノベーション中央サポート事業



(次頁へ)

### 3 農山漁村発イノベーションサポート事業 農山漁村発イノベーション中央サポート事業



## 4 各事業における事業の開始から実施後までの手順

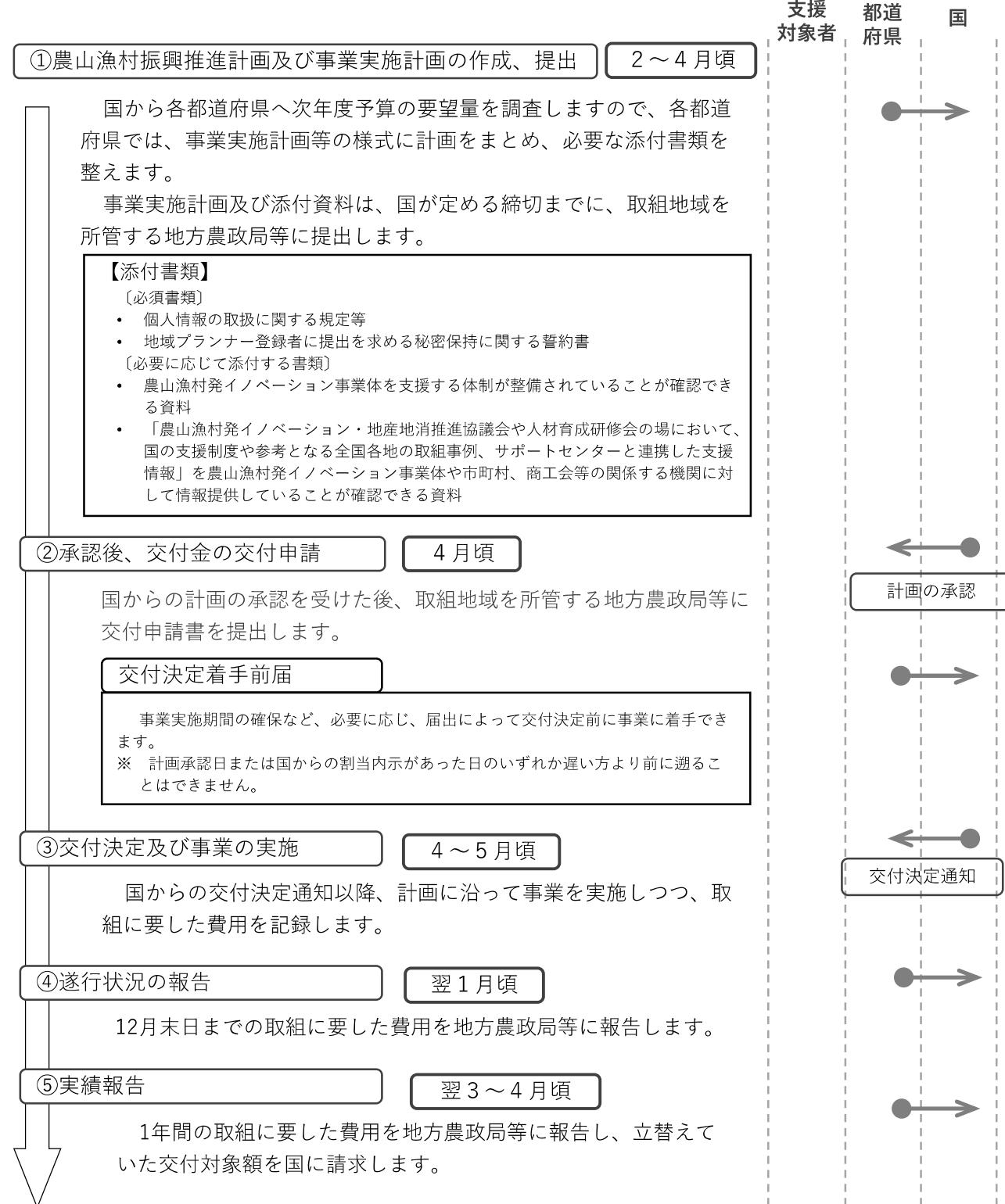
各事業における事務手続き等のおおまかな手順は以下のとおりです。

### 3 農山漁村発イノベーションサポート事業

### 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

事業実施主体用

※支援対象者用は別途



(次頁へ)

3 農山漁村発イノベーションサポート事業  
農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

事業実施主体用  
※支援対象者用は別途

- |   |        |
|---|--------|
| <p>⑥事業完了の報告</p> <p>農山漁村振興推進計画及び事業実施計画に定めた取組が全て完了した後に、地方農政局長等に報告します。</p>                                     | 翌5月頃   |
| <p>⑦事業実施状況の報告</p> <p>前年の事業について、事業成果、課題、改善方法、今後の方策等、設定した目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長等に報告します。</p>                     | 翌6月頃   |
| <p>⑧派遣を受けた支援対象者等の経営改善状況の調査</p> <p>地域プランナー等の派遣を受けた支援対象者等に対して、目標年度までの毎年、前年の経営改善状況の調査を行います。</p>                | 翌5～6月頃 |
| <p>⑨派遣を受けた支援対象者等の経営改善状況の報告</p> <p>地域プランナー等の派遣を受けた支援対象者等は、都道府県からの経営改善状況調査について前年の経営改善状況を自己評価し、都道府県に報告します。</p> | 翌6月頃   |
| <p>⑩消費税仕入れ控除税額の報告</p> <p>事業で支出した経費について、仕入れ税額の控除額を地方農政局長等に報告します。控除を受けている場合には、該当する金額を返納します。</p>               | 翌々6月頃  |

支援  
対象者  
都道  
府県  
国

目標年度まで  
毎年度調査

目標年度まで  
毎年度提出

目標年度まで  
毎年度提出

## 5 農山漁村発イノベーションに関する問い合わせ窓口

### お問い合わせ先

事業活用に向けた相談や要件等の詳しい内容については下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

#### 対象となる事業

- 1 農山漁村発イノベーション推進支援事業
- 2-2 農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）
- 3-2 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

取組地域	連絡先
北海道	農林水産省北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22エムズ南22条ビル TEL : 011-330-8810
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL : 022-221-6403
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	農林水産省関東農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL : 048-740-5341
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省北陸農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL : 076-232-4890
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL : 052-223-4602
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL : 075-414-9025
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL : 086-224-4511
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省九州農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL : 096-211-9491
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL : 098-866-1673

## 5 農山漁村発イノベーションに関する問い合わせ窓口

### お問い合わせ先

事業活用に向けた相談や要件等の詳しい内容については下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

#### 対象となる事業

##### 2-1 農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型）

取組地域	連絡先
北海道	農林水産省農振興局地域整備課活性化支援班 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3501-0814
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部地域整備課 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-263-1111（内線4171）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部地域整備課 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-740-0115
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部地域整備課 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL：076-232-4726
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部地域整備課 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-223-4639
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部地域整備課 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075-414-9553
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部地域整備課 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086-224-4511
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部地域整備課 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096-300-6510
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-1652

## 5 農山漁村発イノベーションに関する問い合わせ窓口

### お問い合わせ先

事業活用に向けた相談や要件等の詳しい内容については下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

#### 対象となる事業

##### 3-1 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

取組地域	連絡先
全国	農林水産省農村振興局都市農村交流課 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL : 03-3501-8111 (内線5447)